

わかやまキッズ法廷2018

— 来て見て感じる！裁判所 —

開催報告



和歌山地方・家庭裁判所

8月7日（火），当庁において毎年恒例の小学5・6年生を対象とした体験型イベント「わかやまキッズ法廷」を開催しました。昨年は台風の影響により中止となってしまいましたが，今年は晴天に恵まれ，無事開催することができました。27名の参加者と保護者の方々を迎え，活気あられる中行われたイベント当日の様子をお伝えします。

イントロダクション

まず，参加者の皆さんには，裁判員法廷に集合していただき，担当者からイベントの説明をしました。クイズラリーのルールもしっかり理解していただき，イベントは順調にスタートしました。

1限目 裁判所の謎を解こう！～庁舎見学クイズラリー～

クイズラリーでは，庁舎内の部屋を回りながら，ミッション達成カードに貼るシールをゲットするために，各部屋でミッションに挑戦していただきました。

例えば，「六法をひいてみよう！」というミッションでは，2限目の模擬裁判のテーマが「窃盗罪」であることにちなみ，実際に六法を引き，刑法第235条の条文を見てもらいました。六法を目にするのは初めての方も多く，条文を探すのに苦戦する場面も見られました。しかし，実際の条文に触れることで，裁判が「法律」を根拠に行われているということを感じていただけたと思います。



刑法第235条（窃盗）

他人の財物を窃取した者は，窃盗の罪とし，十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2限目

裁判をやってみよう！



2限目は、メインイベントの模擬裁判です。今回は「窃盗罪」をテーマとし、裁判には自転車を盗んだと疑われている被告人と、被告人が自転車を盗んで走り去るのを目撃したという被害者（証人）が登場しました。

参加者の皆さんは、裁判官・検察官・弁護人の役になりきり、被告人と証人に証拠を示しながら、質問を投げかけていました。

被告人と証人の話や証拠から、有罪・無罪を考えるきっかけは掴めたでしょうか。



審理の後には、当庁の裁判官を司会として、グループごとに被告人が有罪か無罪かを決める評議を行いました。「証人が目撃したのは本当に被告人だった？」「被告人は遠回りをして帰る必要があった？」など、様々な意見を交わしながら、真剣に考えていました。

評議の後には、各グループの代表者から、被告人に対して判決の言渡しをしてもらい、模擬裁判を終えました。

3・4限目

裁判官と話そう♪ & 記念撮影タイム

模擬裁判の後には、裁判官への質問タイムを設けました。「1か月にどれくらいの裁判があるの？」「判決を言い渡す時の気持ちは？」など、裁判官の仕事や裁判の進め方について、皆さん積極的に手を挙げて質問していました。

最後に、キッズ法廷の修了証をお渡しし、希望者の方には裁判官が着る「法服」を着用して記念撮影をしていただきました。

参加者の皆さんには、時間の許す限り様々な体験をしていただきました。今回のイベントをきっかけに親子で司法について考えていただくと幸いです。



★ご参加いただき、
ありがとうございました★